

総合口座取引規定

1 (総合口座取引)

- (1) 次の各取引は、総合口座（決済用総合口座〔普通預金無利息型〕を含みます。以下同じ。）として利用すること（以下「この取引」といいます。）ができます。

ア 普通預金（決済用普通預金〔無利息型〕を含みます。以下同じ。）

イ 期日指定定期預金、スーパー定期、大口定期および変動金利定期預金（以下これらを「定期預金」といいます。）

ウ 前記イの定期預金を担保とする当座貸越

- (2) 普通預金については、単独で利用することができます。
- (3) 前記（1）の アからイまでの各取引については、この規定の定めによるほか、当金庫の当該各取引の規定により取扱います。

2 (証券類の受入れ)

- (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。ただし、この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またその恐れが認められる場合には、受入をお断りする場合があります。
- (2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要のあるものはその手続を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記の有無にかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3 (振込金の受入れ)

- (1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。ただし、この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またその恐れが認められる場合には、受入をお断りする場合があります。
- (2) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

4 (受入証券類の決済、不渡り)

- (1) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳の摘要欄に記載します。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合当金庫は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額をこの預金口座元帳から引落とし、その証券類は取引店で返却します。
- (3) 前記（2）の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

5 (取扱店の範囲)

- (1) 普通預金は、取引店のほか当金庫のどこの店舗でも預入れまたは払戻し（当座貸越を利用した普

通預金の払戻しを含みます。)ができます。

- (2) 定期預金の預入れは当金庫所定の金額以上とし、定期預金の預入れ、解約または書替継続は取引店のみで取扱います。

6 (定期預金の自動継続)

- (1) 定期預金は、満期日に前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。ただし、期日指定定期預金は、通帳の定期預金・担保明細欄記載の最長預入期限に期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (2) 継続された預金についても前記(1)と同様とします。ただし、継続の回数は当金庫所定の回数を限度とします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)までにその旨を当金庫所定の方法により取引店に申出てください。ただし、期日指定定期預金については、最長預入期限(継続をしたときはその最長預入期限)までにその旨を当金庫所定の方法により取引店に申出てください。

7 (預金の払戻し等)

- (1) 普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、書替継続をするときは、当金庫所定の払戻請求書に署名(または記名)のうえ、届出の印章を捺印して、この通帳とともに提出してください。
- (2) 普通預金から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続をしてください。
- (3) 普通預金から同日に数件の支払いをする場合に、その総額が払戻することができる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。)を超えるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

8 (預金利息の支払い)

- (1) 普通預金(ただし、無利息型普通預金を除きます。)の利息は、毎年3月と9月の当金庫所定の日に、普通預金に組入れます。
- (2) 定期預金の利息は、元金に組入れる場合および中間払利息を中間利息定期預金とする場合を除き、その利払日に普通預金に入金します。現金で受取ることはできません。

9 (当座貸越)

- (1) 普通預金について、その残高を超えて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当金庫はこの取引の定期預金を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通預金へ入金のうえ払戻しまたは自動支払いします。
ただし、当座貸越金をもって、定期積金の掛金払込みは自動支払いいたしません。
- (2) 前記(1)による当座貸越の限度額(以下「極度額」といいます。)は、この取引の定期預金の合計額の90%(1,000円未満は切捨てます。)または、500万円のうちいずれか少ない金額とします。
- (3) 前記(1)による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入れまたは振込まれた資金(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除きます。)は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、後記11(1)アの貸越利率の高い順にその返済にあてます。

10 (貸越金の担保)

- (1) この取引に定期預金があるときは、後記(2)の順序に従い、その合計額について556万円を限度に貸越金の担保として質権を設定します。

- (2) この取引に定期預金があるときは、後記 11 (1) アの貸越利率の低いものから順次担保とします。
なお、貸越利率が同一となる定期預金が数口ある場合には預入日（継続をしたときはその継続日）の早い順序に従い担保とします。
- (3) ア 貸越金の担保となっている定期預金について解約または（仮）差押があった場合には、前記 10 (2) により算出される金額については、解約された預金の金額または（仮）差押にかかる預金の全額を除外することとし、前各項と同様の方法により貸越金の担保とします。
- イ 前記アの場合、貸越金为新極度額を超えることとなるときは、直ちに新極度額を超える金額を支払ってください。この支払いがあるまで前記アの（仮）差押にかかる担保権は引続き存続するものとします。

11 （貸越金利息等）

- (1) ア 貸越金の利息は、付利単位を 100 円とし、毎年 3 月と 9 月の当 金庫所定の日に、1 年を 365 日として日割計算のうえ普通預金から引落しまたは貸越元金に組入れます。この場合の貸越利率は、次のとおりとします。
- その定期預金ごとにその約定利率（ただし期日指定定期預金を貸越金の担保とする場合は、最長預入期限まで預入れた場合の約定利率）に年 0.50%を加えた利率
- イ 前記アの組入れにより極度額を超える場合には、当金庫からの請求がありしだい直ちに極度額を超える金額を支払ってください。
- ウ この取引の定期預金の全額の解約により、定期預金の残高が零となった場合には、前記アにかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。
- (2) 貸越利率については、金融情勢の変化により変更することがあります。この場合の新利率の適用は当金庫が定めた日からとします。
- (3) 当金庫に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年 14%（年 365 日の日割計算）とします。

12 （即時支払）

- (1) 次の一つにでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当金庫からの請求がなくても、それらを支払ってください。
- ア 支払いの停止または破産、民事再生手続開始の申立があったとき
- イ 相続の開始があったとき
- ウ 11 (1) イにより極度額を超えたまま 6 か月を経過したとき
- エ 住所変更の届出を怠るなどにより、当金庫において所在が明らかでなくなったとき
- (2) 次の各場合に貸越元利金等があるときは、当金庫からの請求がありしだい、それらを支払ってください。
- ア 当金庫に対する債務の一つでも返済が遅れているとき
- イ その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき

13 （解約等）

- (1) 普通預金口座を解約する場合には、この通帳および届出の印章を持参のうえ、取引店に申出てください。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。なお、この通帳に定期預金の記載がある場合で、定期預金の残高があるときは、別途に定

期預金の証書（通帳）を発行します。

- (2) 前記 12 のいずれかの事由があるときは、当金庫はいつでも貸越を中止または貸越取引を解約できるものとします。

14 （差引計算等）

- (1) この取引による債務を履行しなければならない場合には、当金庫は次のとおり取扱うことができるものとします。

ア この取引の定期預金については、その満期日前でも貸越元利金等と相殺できるものとします。

また、相殺できる場合は事前の通知および所定の手続を省略し、この取引の定期預金を払戻し、貸越元利金等の弁済にあてることもできるものとします。

イ 前記アにより、なお残りの債務がある場合には直ちに支払ってください。

- (2) 前記（1）によって差引計算等をする場合、債権債務の利息および損害金の計算については、その期間を計算実行の日までとし、定期預金の利率はその約定利率とします。

15 （規定の変更等）

- (1) この預金規定にもとづく各条件等は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当金庫ホームページ、その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

- (2) 前記（1）の変更は、公表の際に定める 相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

◎この他「預金共通規定」をご参照ください。

以 上